

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	長岡京市

## 長岡京市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：環境経済部 農林振興課

所在地：長岡京市開田1丁目1番1号

電話番号：075-955-9687

FAX番号：075-951-5410

メールアドレス：[nourinshinkou@city.nagaokakyo.lg.jp](mailto:nourinshinkou@city.nagaokakyo.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・カラス・アライグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	長岡京市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）※

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (a)	被害額 (千円)
ニホンジカ	水稲、たけのこ、野菜全般、森林の下層植生	11	517
イノシシ	水稲、たけのこ、野菜全般	151	7,101
カラス	水稲、たけのこ、野菜全般	5	235
アライグマ	水稲、たけのこ、野菜全般	0	0
上記以外の鳥獣	水稲、たけのこ、野菜全般、森林の下層植生	6	282

※ 長岡京市農作物被害調査

(2) 被害の傾向

<p>平成22年度から平成24年度にかけて設置を進めた広域的な防護柵の効果により全体的な被害は軽減されつつあるものの、近隣市町と隣接する地域を中心に被害は継続して発生している状況である。鳥獣の種類ごとの被害傾向は以下のとおり。</p>	
鳥獣の種類	被害の傾向
ニホンジカ	たけのこを中心に水稲・農作物への被害が継続している他、防護柵の設置により農地への侵入が困難となった地域が増えたことから、山間部の森林において実施を進める森林整備施工地において下層植生等への食害が拡大し、その結果として森林の多面的機能の低下を招いている。
イノシシ	たけのこ畑で土の掘り返しによる食害や、地下茎の食害が多く発生している。
カラス	たけのこ栽培に欠かせない親竹の更新時に、その親竹への食害により次年度以降の収量に大きな影響を与えている。

アライグマ	市街地を含む市内全域に生息地域が広がり、露地野菜を中心に多種多様な品目で被害が発生している。
-------	------------------------------------------------

### (3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（令和7年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積 （a）	被害額 （千円）	被害面積 （a）	被害額 （千円）
ニホンジカ	11	517	10以下	471
イノシシ	151	7,101	149以下	7,007
カラス	5	235	5以下	235
アライグマ	0	0	0	0
上記以外の鳥獣	6	282	6以下	282

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

取組内容	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙訓猟友会への有害鳥獣捕獲委託（銃器・捕獲おり）</li> <li>・広域捕獲事業（京都府及び京都市・大山崎町・長岡京市の1府2市1町連携による実施）</li> <li>・乙訓猟友会拠点施設整備補助</li> <li>・外来生物防除計画に基づく市職員を構成員とする捕獲班による捕獲（アライグマ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会員の後継者不足に伴う捕獲の担い手確保</li> <li>・里山の荒廃、耕作放棄地の増加等による鳥獣の生息域拡大</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元施工による広域的な防護柵の設置、かさ上げの実施</li> <li>・地元住民による防護柵の点検、修繕及びパトロールの推進</li> <li>・森林整備事業の実施による緩衝帯の設置推進</li> <li>・隣接する市町との連携による防護柵の適切な維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみで防護柵の点検、修繕及びパトロールを実施するための体制強化</li> <li>・適切な維持管理方法等についての指導的な人材の不足</li> <li>・地元負担の困難な地域への導入方法の検討</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤外線センサーカメラの活用による防護柵内への侵入経路の調査</li> <li>・防護柵内へ侵入したイノシシ及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵内へ侵入した個体調査を広域的に実施する方法の検討</li> </ul>

	びニホンジカ等の個体調査	
動物の追払いに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害対策実施隊による夜間パトロール及び煙火による追払い</li> <li>・地元農家組合、乙訓猟友会、向日町警察署及び市鳥獣被害対策実施隊合同による既侵入動物の追払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府道、市道及び河川等の防護柵設置困難箇所周辺からの動物の侵入</li> <li>・住宅地周辺での煙火による追払い時の安全確保</li> </ul>

### (5) 今後の取組方針

<p>従来講じてきた上記被害対策に加え、次の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会員の後継者を確保するための取組</li> <li>・猟友会による効率的な捕獲活動を支援する取組</li> <li>・防護柵維持管理体制を強化するための取組</li> <li>・府道、市道及び河川等の防護柵設置困難箇所からの侵入予防対策</li> <li>・被害の状況に応じた新たな防護柵設置の検討</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

長岡京市単独有害捕獲事業	対象鳥獣の捕獲体制については、乙訓猟友会への捕獲委託契約により実施し、長岡京市有害鳥獣捕獲事故防止マニュアルで定める実施内容に基づき実施する。
広域捕獲事業	対象鳥獣の捕獲体制については、京都府及び関係市町と調整し決定する。ただし、委託先は事故防止の観点から猟場を共有する乙訓猟友会及び洛西猟友会を基本とし、京都府有害鳥獣事故防止マニュアルで定める実施内容に基づき実施する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等の活用による防除対策及び有害鳥獣捕獲推進</li> <li>・捕獲おりなどの機材活用による効率的な捕獲の実施</li> <li>・捕獲の担い手確保のための狩猟免許新規取得者支援</li> </ul>
令和8年度～ 令和10年度	カラス	・補助金等の活用による防除対策及び有害鳥獣捕獲推進
令和8年度～ 令和10年度	アライグマ	・捕獲おりの貸し出しによる被害防除対策

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
長岡京市有害鳥獣対策協議会で決定した有害鳥獣捕獲実施計画に基づき、乙訓猟友会へ捕獲委託を実施する。			
対象鳥獣	捕獲手段	捕獲実施予定時期	捕獲予定場所
イノシシ ニホンジカ カラス	銃器	4月上旬～5月上旬	金ヶ原・奥海印寺・浄土谷・長法寺・粟生及び周辺地域
イノシシ ニホンジカ	捕獲おり	9月上旬～10月下旬	金ヶ原・奥海印寺・浄土谷・長法寺・粟生及び周辺地域
アライグマ	捕獲おり	通年	市内全域

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭
イノシシ	10頭	10頭	10頭
カラス	20羽	20羽	20羽
アライグマ	外来生物法の対象動物であるため、捕獲計画数は定めず、可能な限り捕獲する。		

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃や捕獲おりによる捕獲を実施しているが、それだけでは有害鳥獣個体数増加と生息範囲拡大、農林業被害増加に対応することが困難なため、ライフル銃によるニホンジカ・イノシシ・カラスの捕獲を実施している。 捕獲の実施時期は毎年4月～翌年3月末、捕獲区域は長岡京市金ヶ原・奥海印寺・浄土谷・長法寺・粟生及び周辺地域とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
長岡京市全域	ニホンジカ・イノシシ・サル等（平成12年度より京都府から権限移譲済）

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	防護柵 0m	防護柵 0m	防護柵 0m
イノシシ	電気柵 0m	電気柵 0m	電気柵 0m

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元住民による防護柵の点検、修繕及びパトロールの推進</li> <li>・森林整備事業の実施による緩衝帯の設置推進</li> <li>・隣接する市町との連携による防護柵の適切な維持管理</li> <li>・府道、市道及び河川等の防護柵設置困難箇所からの侵入予防対策</li> <li>・被害の状況に応じた新たな防護柵設置の検討</li> <li>・防護柵のかさ上げを実施することで、侵入予防対策の推進</li> </ul>		

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	ニホンジカ イノシシ カラス アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元農家組合への聞き取り等により、野生鳥獣による農作物被害状況や防護柵破損状況を把握する。</li> <li>・防護柵の点検・修繕や森林整備事業による緩衝帯の設置推進により、鳥獣が里地に侵入しにくい環境整備を図り、人と野生鳥獣の生活領域を区分する。</li> </ul>

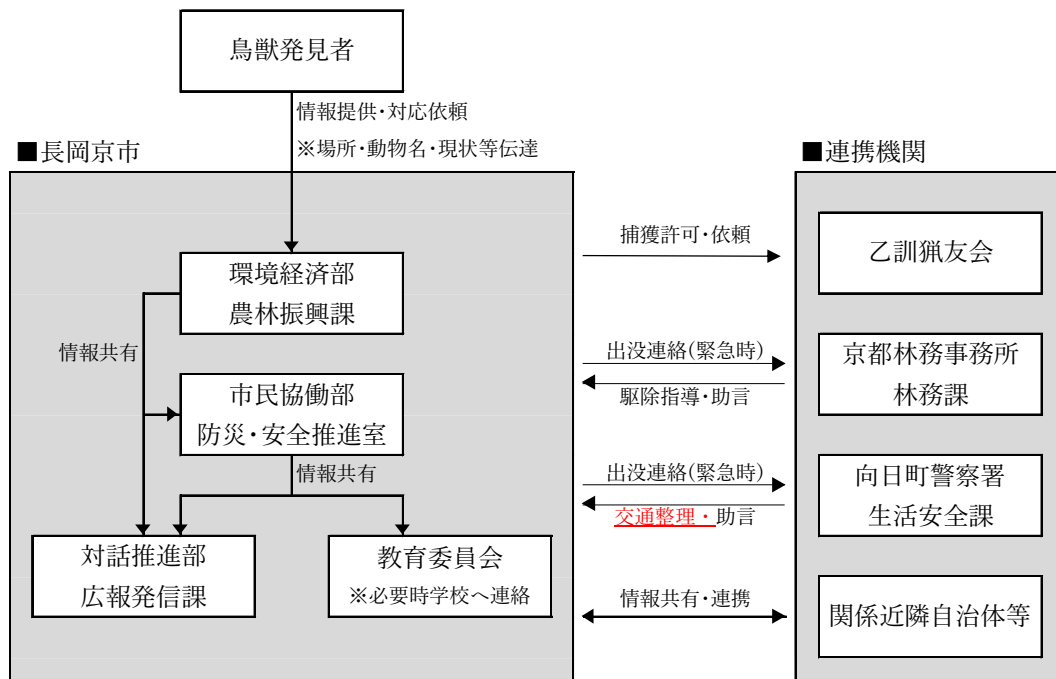
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長岡京市	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害状況の確認、地域住民・関係機関への情報提供と注意喚起、猟友会に出動要請</li><li>・緊急銃猟の実施時には、主体となって実施地周辺の住民の安全確保、交通規制等の実施</li></ul>
京都府 京都林務事務所	<ul style="list-style-type: none"><li>・長岡京市と連携した対応</li><li>・出没時駆除の指導・助言</li><li>・緊急時には警察等とも連携して対応し、猟友会に出動要請</li></ul>
乙訓猟友会	<ul style="list-style-type: none"><li>・長岡京市と連携した対応</li><li>・出没時駆除の指導・助言</li><li>・緊急時には関係機関と協議のうえ檻による捕獲か緊急銃猟を実施</li></ul>
向日町警察署	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害状況の確認・地域住民への注意喚起、住民の生命・身体の安全確保等</li><li>・緊急銃猟が実施される場合は、実施地周辺の交通整理</li></ul>

(2) 緊急時の連絡体制

緊急時には、長岡京市、京都府京都林務事務所、乙訓猟友会、京都府向日町警察署等の関係者間で速やかに情報を共有し、現場に参集して安全を確保する。また、必要に応じて警戒巡回、関係機関の協議による緊急銃猟を実施する。緊急銃猟の実施前の対応として、周辺地域への呼びかけやホームページ等の広報媒体により注意喚起を行う。



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害鳥獣捕獲で捕獲した個体又は残滓は、関係法令等を遵守し、埋設又は焼却処理を行う。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲数が少なく、近隣に処理加工施設がなく鮮度を保持したままの輸送が難しい等の理由から、食品としての有効利用は困難である。
ペットフード	近隣に処理加工施設がなく鮮度を保持したままの輸送が難しい等の理由から、食品としての有効利用は困難である。
皮革	近隣に処理加工施設がなく清潔さを維持したままの輸送が難しい等の理由から、製品としての有効利用は困難である。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	捕獲数が少なく、近隣に処理加工施設がなく鮮度を保持したままの輸送が難しい等の理由から、製品としての有効利用は困難である。

(2) 処理加工施設の取組

利用に必要な施設整備にあたっては、採算性の確保等多くの課題があるため、他の地域の事例や市場のニーズ等を調査・検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現時点では採算性の確保等多くの課題があるため、他の地域の事例や市場のニーズ等を調査・検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	長岡京市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
京都府京都林務事務所	鳥獣被害防止対策の指導・助言
長岡京市	被害防止対策の策定
乙訓猟友会	農林作物被害状況の確認・対策
京都中央農業協同組合	有害鳥獣捕獲の担い手
長岡京市農家組合長連絡協議会	農林作物被害状況の確認・対策
長岡京市都市農業振興クラブ	農林作物被害状況の確認・防除
長岡京市森林組合	農林作物被害状況の確認・防除

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
京都府京都乙訓農業改良普及センター	鳥獣被害防止対策の指導・助言
京都府農林水産技術センター	鳥獣被害防止対策の指導・助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度に職員による実施隊を設置。追い払いや防除技術の指導に従事する。捕獲については、非常勤職員による捕獲実施隊の編成を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・防護柵の設置等に関する補助事業の情報は、長岡京市農家組合長連絡協議会を通じ各農家組合へ周知を行う。  
・京都中央農業協同組合と連携して被害状況を的確に把握し、被害軽減に努める。